

Society5.0時代に対応した教員養成を先導する「指定教員養成大学（フラッグシップ大学）」の在り方について（最終報告案）【概要】

令和年月日
教員養成のフラッグシップ大学検討WG

参考資料4
教員養成のフラッグシップ大学検討
ワーキンググループ（第7回）
R1.12.19

教員養成の変革を先導する「指定教員養成大学」（仮称）の目的・必要性

- ✓ 教師の養成・研修に大きな役割を担っている教員養成大学・学部等の現状としては、教育現場が期待する新たな教育課題やニーズに適時・的確に対応し得る機動的な教員養成・研修の深化、またそれを超えた先導的な試行等を十分に行えるだけの体制・状況とはなっていない。
- ✓ 「指定教員養成大学」（仮称）の構想は、このような現状から踏み出し、Society5.0時代にふさわしい教員養成の在り方自体を変革していくための牽引役となる大学を創出する必要があるとの危機感から提言されたものである。

「指定教員養成大学」（仮称）の役割

（1）我が国教員養成を新たな次元へと変革する牽引役

- ・先導的・革新的な取組を行い、その成果を他の教員養成大学・学部等に展開していくための牽引役となること。

（2）我が国教員養成ネットワークの中核

- ・先導的・革新的な取組の成果を他大学に展開するための教員養成大学・学部、教員養成課程認定大学間のネットワークの中核的な役割を担うこと。

（3）学校教育の課題解決への寄与、政策提言の機能

- ・我が国教育が直面する様々な課題を解決するための理論と実践に裏付けられた対応策の提示・支援、さらには教育や教員養成の近未来像の描出、研究成果に基づく政策提言等を行うこと。

⇒ 真にこのような役割・機能を果たすことが見込まれるごく少数の拠点大学に限定して選定を行すべき。

国として行うべき条件整備、支援等

（1）制度面・予算面での支援

- ・既存の仕組みに縛られることなく先導的・革新的な取組に挑むことができるよう、特例的な扱いを可能とする必要があり、国はそのための制度の整備を行うべき。

（2）他大学、教育委員会、学校現場を含む環境の整備

- ・取組の成果を速やかに現場での実践に生かせるように、関係者間で共有するための「指定教員養成大学」（仮称）以外の教員養成大学・学部や学校における情報通信環境の整備が必要。
- ・国から各教育委員会や公私立学校等への積極的な協力の要請等の考慮。

「指定教員養成大学」（仮称）の選定等

（1）公募・選定

- ・必要な要件を明示した上で希望する大学を募り、専門家（例えば教員養成部会の下に設置される委員会）による厳正な評価・選定を行う。
- ・選定の期間は5~6年間程度。
- ・令和3年度から取組を想定し、令和2年度中に初回の公募・選定を行う。

（2）要件

■ 全学体制

- ・教員養成を主たる目的とする学部または学科、教職大学院、附属学校（又はこれに準ずる連携協力校）を全て備えていること。
- ・学長のリーダーシップの下に、全学で一体的かつ継続的に取り組むガバナンスやマネジメント体制が構築されていること。

■ 教員養成の実績、体制

- ・教員養成において、特に優れた実績を有していること。

■ 教育研究力

- ・教員養成・研修及びこれに密接に関連する分野において、特に高い教育研究力と優れた実績を有していること。
- ・先端技術、科学的知見、外部人材等を効果的に活用した創造的、革新的、挑戦的な今後の教員養成の在り方に関する研究開発計画や構想を有していること。

■ 多様な関係機関との連携・協働

- ・国内外の関係機関等との連携に積極的に取り組み、顕著な実績を有していること。

■ 教育環境と財政基盤

- ・未来の教室を先取りした学習環境の整備に自ら意欲的に取り組んでいること。
- ・財政基盤充実のための取組に意欲的であり、その実績と計画を有していること。

■ 大学教員育成戦略

■ 現職研修

- ・教職を志す社会人対象のプログラムの実施等

■ 附属学校

- ・成果等の普遍化、発信、共有

等

（3）評価

- ・取組の進捗を評価し、必要に応じ計画の見直し等を行う仕組みが必要。